

# 著作権法第30条について

法制問題小委員会(第3回)

平成23年7月7日(木)

一般社団法人 日本映画製作者連盟

## ■著作権法第30条についての意見

### 1. デジタル技術が著しく発達し、私的複製の範囲が急速に拡大していることへの対応

**\*著作権法第30条から「その他これに準ずる限られた範囲内」との文言を削除すべきである**

30条1項が不当に拡大され、権利者に大きな悪影響をもたらしている原因の一つは、同項に用いられている「その他これに準ずる限られた範囲内」との文言があいまいであり、その外延が必ずしも明確ではないために、拡大解釈されがちであることである。

**\*著作権法第30条1項に「ただし書き」を設けるべきである**

30条は、ベルヌ条約9条(2)、WIPO著作権条約10条(1)などにより、いわゆるスリー・ステップテストを満たすものでなければならない。すなわち、国内法令で定めることのできる権利の制限規定は、「著作物の通常の利用を妨げず、かつ、著作者の正当な利益を不当に害しない特別な場合」に限られるのではないか。

## ■著作権法第30条についての意見

### 2. 著作権侵害への対応

#### \* 権利侵害物を入手して行う録音・録画を違法にするべきである

30条1項3号の新設により、「著作物を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合」は私的複製であっても違法とされたが、著作物を侵害する行為によって作成された海賊版などの物を、その情を知りながら入手して行うデジタル方式の録音又は録画についても違法とするべき。

#### \* 30条1項1号・2号・3号の行為に対する刑事罰を設けるべきである

現行法では、30条1項1号・2号・3号に該当する行為は、違法ではあるが、刑事処罰の対象とされていない。先述した違法行為も含めて、著作権侵害は、刑事罰の対象とされるべきである。

## ■著作権法第30条についての意見

### 3. 私的録音録画補償金に関する対応

#### \* 私的録音録画補償金の拡充が必要である

現在の私的録音録画補償金制度のもとでは、汎用機器及びハードディスクが特定機器・媒体として指定されていないため、私的録音録画補償金制度の対象となっていない機器・媒体によって、大量の私的録音録画が行われているのが現実である。

<了>

2011年7月7日法制問題小委員会資料

# 著作権法30条に関する基本的認識

一般社団法人日本映像ソフト協会

# 1. 私的複製と著作権者の権利

- 私的複製にも、本来、著作権者の権利が及ぶべき（「テープ録音事件」独連邦通常裁判所判決）
- 私的複製に関する権利制限は、著作物の通常の利用を妨げず、著作権者の正当な利益を不当に害しない特別な場合に限られるべき
- デジタル・アナログによる制度上の区別は必要か

## 2. 著作権法30条1項柱書きについて

- 私的使用目的と複製行為者の限定のみでは、3-Step-Testの要件を充たさないのでないか。
  - 違法なソースからの複製も権利制限の対象？
  - 私的使用目的の範囲が諸外国に比して広すぎる。
  - 30条は、数次に亘る法改正を余儀なくされている。
- フランス法のような、3-Step-Testの明文化又はこれを具体化する規定が必要ではないか。
- 私的使用目的をより厳密な範囲に限定すべきではないか。

### 3. 技術的保護手段回避とバックアップ等

技術的保護手段を回避して行うバックアップ等のための複製を権利制限の対象とすべきではない。

- 映像パッケージソフトが正規の手段で複製できないことは十分に認知されている。
- バックアップ等のみのための回避技術はなく、権利制限は技術的保護手段を無意味にする。
- AACS(ブルーレイの技術的保護手段)で規定されているマネージドコピーを回避するバックアップが必要？
- 携帯端末用コピーを用意したパッケージソフトも技術的保護手段回避が必要？
- 「その事実を知りながら」は3-Step-Testの要件に該当？

## 4. 違法複製物をソースとする複製

違法複製物をソースとするすべての私的複製を権利制限の対象から除外すべき。

- ・ 正当な使用権限を有しないものから、どうして正当な使用権限を取得できるのか。
- ・ 違法複製物からの複製を権利制限の対象とすると違法複製物利用を推奨することにならないか。
- ・ 強く要求して公衆送信権侵害・頒布権侵害等をさせて違法複製物から複製しても30条が適用されるのか。
- ・ 「その事実を知りながら」は3-Step-Testの要件に該当？

# 5. 私的録画補償金について

- 基本的考え方

複製不可の著作権保護技術が用いられ、その回避行為を著作権法が禁じているならば、補償は不要。

⇒それ以外はデジタル・アナログを問わず補償が必須。

- 現在の運用

映像パッケージソフトを録画源とする複製には補償金を要求せず受け取ってもよい。



暗号型複製制御技術を技術的保護手段とする30条1項2号の速やかな改正を